

## 別紙 1

### 仕 様 書

- 1 業 務 名 彦島工場希釈放流槽及び脱水ろ液槽清掃業務
- 2 業 務 場 所 下関市彦島福浦町一丁目 2 8 番 3 1 号 彦島工場
- 3 業 務 期 間 契約締結日から令和 8 年 2 月 2 7 日まで

#### 4 業 務 内 容

##### (1) 希釈放流槽・脱水ろ液槽清掃

受託者（以下「乙」）は市（以下「甲」）所有の彦島工場内にある希釈放流槽及び脱水ろ液槽の汚泥等を除去し、内部清掃（高圧洗浄等）を行うこと。なお、槽内に必要以上の上澄み液がある場合は、水中ポンプ等を用いて甲の施設管理受託者が指示する場所へ移送すること。

槽の清掃においては、酸素欠乏危険作業であるため、労働災害等の事故防止及び安全衛生対策を講じること。

清掃を実施する槽は、希釈放流槽（放流管含む）・脱水ろ液槽とする。

##### (2) 運搬・処分

乙は、清掃で除去した汚泥等の運搬に当たって、常に清潔及び安全を保持し、通過地の住民に被害を及ぼさないように配慮すること。また、汚泥等の処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関連法令を遵守し、処分を行うこと。乙は、処分工程における環境汚染等について、全責任を負うこと。

なお、搬出推定量は約 16 t であるが、今回の槽清掃における処理量を保証するものではない。

##### (3) 報告

乙は、清掃で除去した汚泥等を搬出し処分を行った場合、速やかに以下の内容が記載された報告書を提出すること。

- ・ 業務の実施写真
- ・ 乙の処理施設又は最終処分場での受入日、搬入重量、運搬台数など。
- ・ 処理重量および処理方法
- ・ 適正に処分した旨の証明書

(4) その他

下関市外の一般廃棄物処理施設が設置されている市区町村で汚泥等の処分を行う場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9項に基づく市区町村への通知で必要な書類の提出について、乙は甲に求められた際は準備に協力すること。

5 注 意 事 項

- (1) 業務の実施における日程については、市の職員と協議すること。
- (2) 労働安全衛生関係法令を遵守すること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守すること。
- (4) 業務執行に当たっては、市の指示に従うこと。
- (5) 乙は、第三者に再委託をしてはならない。
- (6) この仕様書に定めのない事項及び細目については、甲乙の双方協議の上で定めるものとする。
- (7) 乙は、この業務の履行にあたり、別紙2「特記仕様書（環境編簡易）」及び別紙3「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」の各項目を遵守すること。
- (8) 本様式等に定める下関市への報告書等には、記載したものを容易に消去することのできる筆記用具（鉛筆・消せるボールペン等）を使用しないこと。